

第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（第5回）

日時：令和3年2月9日（火）
午後1時30分から
場所：平群町商工会館2階
大研修室

1 開会

事務局：（開会挨拶）

2 委員長挨拶

町長：（挨拶）

委員長：（挨拶）

事務局：（欠席者の説明）

3 議事

（1）第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）【資料1】について

委員長：それでは本日の議題に入ります。第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1に基づき説明）

事務局：（第8期介護保険料月額基準額の設定（準備基金の取り崩し）について説明）

委員長：今の説明に対して、ご質問やご意見はございますか。

日高委員：先ほどの取り崩しについてですが、3年間は基金取り崩しを利用した保険料でいきますということですが、その後値上がりすると思うのですが、これに対しての周知はどのようにするのでしょうか。3億円を取り崩したということを全面的に出さないと後から問題が出てくると思います。

事務局：3億円の取り崩しにつきましては、条例で決めるということになっておりますので、この内容に基づきまして条例が可決されたら第8期はこの保険料額になります。第9期につきましては、あくまでも今時点での想定イメージになりますので、国の制度の変更やその時の給付状況によっても当然変わると思います。第8期・第9期でどのように基金を使うかというのを、一定のパターンを提示しないと皆さんにどのような影響があるか見えにくいと思われましたので、このような資料にさせていただいています。第9期の保険料額については、またその時の策定委員会で決めていくこととなりますので、今回の資料は、第9期については想定という形で作らせていただいている資料とご理解いただきたいと思います。周知につきましては、条例改正しましたら、各個人に7月に保険料決定通知を送りますので、その時にお伝えすることを予定しております。

委員長：よろしいですか。他にいかがでしょうか。

井戸委員：今更ですが、保険料の算定の89ページで、世帯全員が非課税世帯の第3段階と世帯の誰かに住民税が課せられているというだけで、本人の所得は変わらないのに、保険料が1,600円ほど違いますよね。家族というよりも世帯というのがややこしくて、2世帯住宅に住んでいる方がおられると同じ世帯にしながら別会計ですよね。例えば、おじいちゃんおばあちゃん、若い夫婦が4人、その子どもが2人と設定した場合、若

い夫婦が課税世帯で、おじいちゃんおばあちゃんは非課税のレベルのお金しかもらっていないとなると、家賃等の関係上、お金がないから一緒に住んでいるのに、娘や息子が稼いでいるがために、月1,600円の支出が生まれるということです。今世帯というものの考え方が変わってきていると思うのですが、時代にマッチしているのでしょうか。

事務局：保険料段階については、住民の方からもそのような問い合わせもいただいております。保険料算定の基準につきましては、介護保険法施行令で定められており、第38条及び第39条に同じ世帯に住民税課税の方がいる場合についてはその基準に基づき保険料額を決定する形になっております。介護保険は個人の所得が前提となっておりますが、段階の低い方に関しましては、世帯の状況も影響する制度となっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

井戸委員：根本的な考え方は国保と介護では違うということですね。

委員長：他にないようですので、以上で議事を終了させていただきます。第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画を取りまとめることができました。ありがとうございました。

(2) その他

委員長：それでは、(2) その他にまいりますけれども、事務局から何かございますか。

事務局：新たな移動手段のデマンド型タクシーの今後のスケジュールについて説明

委員長：何かご質問、ご意見等ございますか。他はいかがでしょうか。

稲月委員：補助金がおりの見込みについてですが、ほぼほぼ確定なのか、それとも非常に厳しい状況なのでしょうか。

事務局：事業費の3分の1が県の補助として与えられるという事業がございます。採択についての感覚は、はっきり申し上げるのは難しい状態です。ただ、楽観的な観測ではありますが、県の職員またそれらに関係する委員の皆さま方に、この事業が介護保険事業で実施されるということで非常に高い関心を持っていただいているのは事実でございます。今後の公共交通、高齢者を支える移動手段としての一つのモデルケースとなる形で実施させていただければと思います。

委員長：他はいかがでしょうか。

井戸委員：コロナウイルスの状態で新たな一歩ということで、デマンドタクシーに期待しているのですが、コロナウイルスの影響でバスに乗らないことや電車に乗らないということによる収支への影響はどれくらいでしょうか。

事務局：確かに今コロナ禍で、デマンドタクシーはまだ運行しておりませんが、現に運行している路線バスやコミュニティバス、また、鉄道も含めてあらゆる交通機関が非常に厳しい状況であるのが事実です。デマンド交通についてその影響を加味しているかということになりますと、今現在加味しておりません。前々回のこの委員会でもご説明させていただきましたが、収入見込みを立てて、それを最低基準ということで事業費用を見込んでおります。当然それよりも収入が下がれば保険料で賄う分が増えていくということですので、介護保険料に与える影響は大きくなると思われれます。ですが、先ほど申し上げた公共交通機関すべてに当てはまることですが、すでに走っている公共交通については十分な感染症対策がおこなわれております。非常に外出しづらい状況

ではございますが、ぜひとも公共交通をご利用いただき、安心・安全に運ぶのが公共交通の役割ですので、感染症対策を十分に行った上で安心して乗っていただけるような交通事業体系を築き上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：他はいかがでしょうか。

岡委員：委託業者を選定する基準はどのようなものがあるのですか。業者はおそらくタクシー会社になるのではないかと思います。平群にはタクシー会社はありませんよね。他町でされているところに来てもらうとなれば、きちんと基準を決めておかなければならないと思うのですが、どのように考えておられますか。

事務局：委託をする事業者の選定にあたっての基準は今検討している段階です。対象となるのはタクシー事業者かつ、この近隣でない地域のタクシー事業者が参入して来られても地域の実情を把握していただければ当然スムーズな運行が実現されないわけですので、少なくとも生駒郡内もしくは北葛城郡内に事業所が所在するタクシー事業者との考え方を持っております。

委員長：他いかがでしょうか。ないようですので、いろいろな要望や課題もあると思いますが有効な支援策となるように取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長：その他は他に事務局何かございませんか。以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返ししたいと思います。皆さまありがとうございました。

4 閉会

事務局：委員長、議事進行ありがとうございました。委員の皆さま長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。本日ご審議いただきました第8期の介護保険事業計画・高齢者福祉計画におきましては、今年度中に作成しまして、委員の皆さまや関係各機関等に配布をさせていただきたいと考えております。委員の皆さまには大変お忙しい中5回にわたり策定委員会にご出席いただきまして、第8期介護保険事業計画を策定することができました。本当にありがとうございました。今後におきましても、介護保険事業や高齢福祉事業がより良い事業になるよう努めて参りますので、引き続き、ご協力・ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして第5回第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(閉会)